

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

赤湯地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	4経営体
個人	53経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

本市を代表するぶどう栽培地である十分一山地域については、後継者不足等による耕作放棄地の拡大が懸念されている。県や農業委員会、農協等と連携し農地の出し手へ農地中間管理事業のメリットを周知しながら新たな担い手への農地集積が図られるよう推進していく。

また、地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

赤湯地区は、土地利用型と果樹の複合経営が主体となっているが、後継者、担い手の不足が見込まれる地域となっている。同時に、農地が荒廃することも懸念されている。今後一層、地区内での後継者の育成・確保や、人・農地プランの中心経営体への農地集積に取り組む。

また、特産品の発掘等による地域おこしも検討し、6次産業化の取組みも進めていく。高付加価値化については、ぶどうのデラウエアから大粒種に切り替えつつ、デラウエアの需要もあることから、高い品質を保ちながら市場を確保していく。

地域の中心となる経営体においては、農業機械や設備の更新等により作業の効率化を図る。